

質 問 回 答

2017年7月10日

「インドネシア国公共事業・国民住宅省電子調達システム調査」

(公示日:2017年6月28日/公示番号:170407)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 12 頁 7. 実施方針及び留意事項 (3)システムの改修	<p>本調査では、システムの改修自体は実施せず、要改修点の指摘及び改修結果の確認のみを行う旨の記載ありますが、「要改修点の指摘」がどの程度までの指摘を意味するのかご教示お願い致します。</p> <p>具体的には、単純に JICA 調達規定との問題点の指摘のみにとどまるのか、それとも当該問題点を解決するための改修方法やそのスケジュールなどの提示も本調査の TOR に含まれるのでしょうか。</p> <p>なお、改修方法まで提案する場合、高度な知識と経験が必要となることから、業務指示書上規定されている 4 号格付の専門家では実施が困難であると思料します。</p>	業務の範囲は問題点の指摘までであり、改修方法の提案は含みません。
2	業務指示書 12 頁 7. 実施方針及び留意事項 (3)システムの改修	<p>本調査では、システムの改修自体は実施せず、要改修点の指摘及び改修結果の確認のみを行う旨の記載あります。万一、対象機関たる PU が、調査団の指摘した問題点を本調査期間内に改修することができなかったとしても、本調査の評価に影響を及ぼさないとの理解で正しいでしょうか。</p>	改修は調査の業務範囲外ですので、対象機関が改修しなかった場合も調査の評価には影響ございません。
3	業務指示書 13 頁 8. 調査の内容 (5)国際競争入札用の SPSE	<p>SPSE の調査の結果、円借款調達ガイドラインならびにコンサルタント雇用の JICA ガイドライン、標準入札書類(含む標準 RFP)自体を電子調達用に変更(所謂、Harmonized SBDs の作成)す</p>	ご理解の通りです。

	と調達規定の整合性の確認	ることが解決策のひとつとして考えられる場合、本調査で求められる作業は問題点を指摘するのみであり、斯様な Harmonized SBDs の作成作業は、本調査の TOR 外との理解で正しいでしょうか。(業務指示書 12 頁に、システムの改修自体は本調査にて行わない旨の注記あるため。)	
4	業務指示書 13 頁 8. 調査の内容 (5)国際競争入札用の SPSE と調達規定の整合性の確認	上記 3 に関連し、そもそも貴機構として、円借款調達ガイドラインならびにコンサルタント雇用の JICA ガイドライン、標準入札書類(含む標準 RFP) 自体の変更(アmend)を電子調達へのフィットを目的としては認めないとのスタンスでしょうか。	コンサルタント雇用 JICA ガイドライン、円借款調達ガイドライン、標準入札書類の変更を目的とは想定しておりません。
5	業務指示書 13 頁 8. 調査の内容 (6)国際競争入札用の SPSE の安全性・脆弱性の確認、課題の整理	参考にすべしと業務指示書上に記載されている貴機構の情報セキュリティ管理規定、管理細則を貴機構の調達関連規程のページに記載あるリンク先からダウンロードしようとしたところ、サーバー上にファイルがなく、ダウンロードできませんでした。当該ファイルの入手方法をご教示下さい。 調達関連規程 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/	2017 年度 4 月より外部非公開となった資料でしたので、閲覧資料とさせていただきます。東南アジア・大洋州部東南アジア第 1 課(03-5226-8932)へご連絡ください。

以上